

会場で提供物を加工・調理等をする場合は、名瀬保健所に臨時の営業許可申請もしくは仮設の営業許可申請【仮設営業及び移動営業(キッチンカー)を除く】が必要です。臨時営業は許可証が発行されないため、営業許可申請手数料領収証(写し)を役場にご提出ください。営業届に該当する方は営業届を2部作成し、1部に保健所の受付印を押印してもらい、役場にご提出ください。

飲食店の営業許可証を取得している場合でも、次の例に該当する場合は、臨時の営業許可申請または営業届が必要です。

飲食物販売の例	臨時の営業許可申請	営業届
営業許可を取得している店舗で加工・調理・パック詰めしたものをそのまま会場で販売する	必要なし	必要
店舗で加工・調理したものを会場で再加熱して販売する	必要	—
かき氷をその場で作って販売する	必要	—
生ビールや酎ハイ・ジュース等をコップに注いで販売する	必要	—

※上記以外の臨時の営業許可申請が必要かどうか判断に迷う場合は、名瀬保健所へお問い合わせください。

※**仮設営業の許可を取得するためには、仮設が施設基準を満たしていることを保健所職員が確認いたします。確認後、許可取得まで10日ほど要しますので、今年のイベント前に新規で仮設営業を取得する場合はご注意ください。**

◆お問い合わせ先

・営業許可に関すること

名瀬保健所 TEL:0997-52-5411

e-mail: oosima-eiseiyakumupref.kagoshima.lg.jp

・ふるさと祭出店に関すること

龍郷ふるさと祭実行委員会 事務局

(役場企画観光課内) TEL:0997-69-4512